

仕様書（企画提案時）

本仕様書は「福岡市歴史映像コンテンツ制作業務委託」（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡市と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

なお、本仕様書において、甲とは福岡市をいい、乙とは提案者をいう。

1 件 名

福岡市歴史映像コンテンツ制作業務委託

2 業務の趣旨・目的

本業務は、歴史学習を始めたばかりの子どもたちをはじめとする、幅広い市民や海外からの来訪者を対象に、福岡という都市がどのように成長してきたのかを、歴史という視点から描き出す映像を制作するものである。単なる年表的な知識の提示にとどまらず、まちの成り立ちや人々の暮らしの移り変わりなどを、映像を通して直感的に理解し、福岡の「過去・現在・未来」について考えるきっかけとなることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで

4 業務の概要

福岡という都市の歩みや魅力を伝えるために、歴史学習を始めたばかりの子どもたちから大人まで、幅広い市民や海外からの来訪者を対象とした映像コンテンツを制作する。以下に示す、福岡市ならではの3つの歴史文化の特色を踏まえ、誰にでもわかりやすいイメージとして表現することで、福岡の歴史や文化を楽しく、直感的に理解・共感できる内容とすること。

（1）交流をエンジンとして疾走する2000年都市

金印発見の地・志賀島を本拠地とする古代の海人族・阿曇氏は、風と海流を読み古代の交流を支えた。中世になると、留学僧や博多商人たちが人・もの・情報の交流を担った。古代以来、博多湾岸は交流のゲートウェイであり、今は世界有数の利便性を誇る空港や博多港を拠点に交流が広がる。

（2）新たな価値を生み出すスタートアップ都市

鴻臚館跡からはイスラム陶器が、中世博多の港湾都市から硫黄が発見された。博多から輸出された硫黄は火薬の原料となり、世界史の激動を生み出していく。グローバルに活躍する博多商人とともに最先端の仏教文化に触れた留学僧は、中世スタートアップの地・博多を起点に全国へ新しい文化・思想・ものを広めていった。今、同じ地に海外からの起業家や投資が呼び込まれ、新たな価値が生み出されている。

（3）未曾有の脅威を克服してきたレジリエンス

交流と繁栄には負の側面もある。モンゴルの襲来、戦国武将の博多焼き討ち、慢性的な水不足と大渇水…。しかし、海岸線に防塁を築き、焦土からまちを復興させ、海水淡水化の優れた水システムを導入するなど、人びとはイノベーションにより未曾有の困難を克服しつづけてきた。レジリエンスに富む都市経営の技術が、今、アジア各地に広がっていく。

5 業務の内容

(1) 横型動画制作

- ① 展示室内、ウェブメディアやデジタルサイネージでの放映を想定した横型の動画を制作すること。
制作した動画は、2026年2月～4月に福岡市博物館で開催される「魔法の歴史スコープ」の展示室内で放映予定である。
- ② 制作本数は1本（2～5分程度）を想定しているが、より効果的に歴史ストーリーをイメージとして捉えるために必要であれば、2～5分の映像を複数本に分けての提案も可能。
- ③ アスペクト比16：9（1,920×1,080 px）、ファイル形式はMP4 及びWMV とする。
- ④ 放映するデジタルサイネージによっては、音声出力ができないことも想定されるため、音声がなくとも伝わるようビジュアルを意識して制作すること。
- ⑤ 必要に応じてモデルやクリエイター等を起用すること。ただし、本事業終了後も継続的に動画を使用する予定であることから、出演者や協力者の肖像権等に関する調整を行い、完全フリーな動画を納品すること。

上記を制作するにあたり、以下の点に留意すること。

- ア ターゲットの嗜好に合わせた動画を制作すること。
- イ 制作する動画全体を通して色編集や雰囲気、編集スタイルを統一すること。
- ウ 動画の雰囲気やコンセプトに合ったBGMを設定すること。ただし、5（1）④に示す点に留意し、BGMありきの動画とならないよう設定すること。
- エ テロップは多用せずビジュアルでの情報発信を意識すること。テロップを挿入する場合は、必要最低限の情報に絞ること。なお、テロップを入れる場合は原則として日本語と英語を挿入すること。英語はネイティブスピーカーによる確認を行うこと。
- オ テロップを入れる場合は、視認性の高いフォント・色・サイズを使用すること。
- カ 動画の視聴意欲を引き立てるようなサムネイルを制作すること。
- キ 福岡市の現在の魅力を伝えるため、原則として映像は新たに制作することとするが、必要に応じて市と協議の上、既存動画や画像を活用することを妨げない。なお、既存動画や画像を活用する場合の権利関係の許諾手続きは受注者において行い、使用料等についても見積額に含めること。
- ク 制作にあたっては、撮影日程のアポイントを含め、各施設・スポットに対する内容確認、Web サイトやSNS への掲載に関する一切の調整を行い、同意を得ること。
- ケ 特殊撮影（超高精細映像、ドローンの使用、タイムラプス撮影等）、CG やアニメーションとの組み合わせ等を必要に応じて活用して、視聴者の聴覚や視覚に訴える工夫を施すこと。
- コ 動画の完成までに、市による複数回の内容確認や修正等の指示を受けること。
- サ 動画内に福岡市博物館のシンボルマーク・ロゴタイプを入れること。入れる位置は相談により決定する。

(2) 提案内容

- ・動画を制作するにあたっての方針やコンセプト等を提案すること。

- ・動画の構成・絵コンテを作成し提示すること（複数本制作する場合は、そのうちの1本）。
- ・動画のトンマナを示すために、乙が制作した既存の動画で類似するものを提示（企画書内に該当動画のURLおよびサムネイルを記載）すること。
- 乙が制作した既存の動画以外でも、イメージを共有できる動画のURLがあれば提示すること。
- ・動画の撮影から編集、納品までのスケジュールを記載すること。

（３）自由提案

本仕様書に記載する事項以外に、本事業の目的達成に効果的と考えられる追加提案がある場合は、予算内で提案すること。

（４）成果物

- ・動画データ式（MP4及びWMV形式）
- ・サムネイル画像データ式（jpeg形式）

（５）納品場所

福岡市経済観光文化局 福岡市博物館 学芸課

（６）その他

- ①事業者決定後に、動画構成・内容等の修正や、協議の上決定する事項が複数想定されることを留意しながら業務を遂行すること。
- ②本仕様書６以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ③各業務にかかる一切の経費は、全て委託費に含むものとする。
- ④上記４の業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえること。
- ⑤当該体制での運営が困難となった場合においても業務継続可能なバックアップ体制を整えておくこと。

６ 乙の責務

（１）関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

（２）守秘義務

①基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

②従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契

約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) 従事者の服務規律

① サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

7 総括責任者及び各業務責任者の選任等

(1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者（以下「総括責任者」という。）及び履行場所ごとの責任者（以下「各業務責任者」という。）を選任し、甲に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

(2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、8(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

8 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、甲の指示等に従いながら進めること。

(2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

(3) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

(4) その他

- ・ 契約方法にあたっては、甲とそれぞれ個別に締結するものとし、締結にあたってはそれぞれの契約規則等に則るものとする。
- ・ 仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- ・ 委託契約金額には、出展料、通信費、燃料費、人件費、消耗品費、郵送費、印刷製本費等業務に係る必要経費の一切を含む。
- ・ 本業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含むは、甲に帰属する。
- ・ 乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

Ⅰ 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。）及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

（１）個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

（２）個人番号

番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

（３）特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

（４）情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

（５）機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

（６）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

（７）可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業員の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、取り扱う従業者を書面で報告するとともに当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。

- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法及び番号法に規定する罰則が適用される場合があること。

- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

- ・従業者の情報資産へのアクセス権限は、担当業務の内容に応じた最小限の権限に限定するとともに、取扱う情報資産の重要度に応じて複数人による確認の実施等を行うこと。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。